

会計	繰越	検算	転記			④
①	①	①	②	③	④	⑤

(その1)

収 支 報 告 書

平成25年分

(平成 年 月 日開催分)

(ふりがな) なたにやまさよしこうえんかい
1 政治団体の名称 なたにや正義後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館内

3 代表者の氏名 那谷屋 正義

4 会計責任者の氏名 池浦 芳則

事務担当者の氏名 山村 幸雄

(電話) 03-6550-0409

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	☒ その他の政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類	参議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	那谷屋 正義

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	那谷屋 正義
公職の種類	参議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

134290

1 収支の総括表

1 収支の総括表

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

(2) 寄 附

[illegible]

(その6)

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額						備 考
1 経 常 経 費						0	
(1) 人 件 費							
(2) 光 熱 水 費				1	9	5 2 3	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						8 0 0	
(4) 事 務 所 費				3	2 3	1 5 0	
小 計				3	4 3	4 7 3	
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費				4	3 5	9 9 0	
(2) 選 挙 関 係 費						0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						0	
ア 機関紙誌の発行事業費						0	
イ 宣 伝 事 業 費						0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費						0	
エ その他の事業費						0	
(4) 調 査 研 究 費						0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金						0	
(6) そ の 他 の 経 費						0	
小 計				4	3 5	9 9 0	
合 計				7	7 9	4 6 3	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 2. 光熱水費			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (同体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (同体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出			1 9 5 2 3					
合 計			1 9 5 2 3					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分 3.備品・消耗品費			
支出の目的	金 額					年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	億	百万	千		円				
この頁の小計					0				
その他の支出					8 0 0				
合 計					8 0 0				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳										項目別区分 4.事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所賃借料				1	1	1	5	1	0	H25/3/13	財団法人日本教育会館	千代田区一ツ橋2-6-2	
事務所賃借料				1	1	0	0	4	0	H25/9/5	財団法人日本教育会館	千代田区一ツ橋2-6-2	
監査報酬				1	0	0	0	0	0	H25/3/22	川口慶	*1	
この頁の小計				3	2	1	5	5	0				
その他の支出						1	6	0	0				
合 計				3	2	3	1	5	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 1. 組織活動費 (会合費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
食事代					1	0	5	0	0	H25/1/10	なかや蒲焼店	*1	
食事代					7	4	8	5	2	H25/8/29	お菜屋わだ家銀座店	*2	
食事代					4	1	4	4	0	H25/10/29	折おり	*3	
食事代					2	0	0	0	0	H25/12/13	ザビエル会館東急	千代田区永田町2-10-3	
食事代					1	5	2	0	0	H25/12/26	春秋溜池山王店	*4	
この頁の小計					1	6	1	9	9	2			
その他の支出					5	4	1	5	0				
合 計					2	1	6	1	4	2			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分			
							1. 組織活動費		(旅費交通費)	
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計						0				
その他の支出				1	3	9	8	4	8	
合 計				1	3	9	8	4	8	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分					1. 組織活動費		(渉外費)	
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考					
浜教組OB会参加費					1	2	0	0	0	H25/11/16	浜教組OB会	横浜山西区紅葉ヶ丘53						
浜教組OB会参加費					1	2	0	0	0	H25/11/16	浜教組OB会	横浜山西区紅葉ヶ丘53						
この頁の小計					2	4	0	0	0									
その他の支出					5	6	0	0	0									
合 計					8	0	0	0	0									

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

平成26年3月18日

政治団体の名称 なたにや正義後援会

会計責任者の氏名 池浦 芳則

⑪

代表者の氏名

⑫

（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。
- 2 解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し、政治団体解散届と併せて提出すること。

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14 4.事務所費	*1	千代田区霞が関3-5-1霞が関HFEビル3階
その15 1.組織活動費 (会合費)	*1	千代田区神田神保町2-13神保町SFビル1F
その15 1.組織活動費 (会合費)	*2	中央区銀座6-6-11第4ビルビル1B1
その15 1.組織活動費 (会合費)	*3	港区赤坂2-14-5赤坂ビルビル1F
その15 1.組織活動費 (会合費)	*4	千代田区永田町2-11-1山王ビルビル27F

政治資金監査報告書

平成26年3月10日

なたにや正義後援会

代表 那谷屋 正義 殿

登録政治資金監査人

川口 亮一



登録番号

第522号

研修修了年月日

平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、なたにや正義後援会の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、なたにや正義後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報

告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

なたにや正義後援会と私との間には、法第19条の13第5条の規定に違反する事実はない。

また、なたにや正義後援会と政治資金監査業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上

